

会 議 録 (要 旨)

会 議 名	第 3 回武蔵村山市行財政運営懇談会
開 催 日 時	平成 23 年 1 月 26 日 (水) 午前 9 時 57 分から午後 0 時 3 分まで
開 催 場 所	市役所 301 会議室
出席者及び 欠 席 者	出席者：細川会長、根本副会長、荒幡委員、米原委員、猪委員、細野委員 欠席者：鈴木委員 事務局：企画財務部長、企画政策課長、企画政策課主査、企画政策課主任
報 告 事 項	○ 第 2 回行財政運営懇談会の会議結果について
議 題	1 所掌事項の調査検討について 2 その他
結 論 (決定した方針、残された問題点、保留事項等を記載する。)	<p>報告事項：第 2 回行財政運営懇談会の会議結果について 第 2 回行財政運営懇談会の会議結果（概要）について、会議資料に基づき事務局から報告し、会議録については、気付いた点等があれば、第 4 回会議までに事務局に連絡することとした。</p> <p>議題 1：所掌事項の調査検討について 武蔵村山市行財政運営懇談会設置要綱第 2 条の規定に基づき、第五次行政改革大綱の素案について審議し、各委員から意見をいただいた。 なお、審議は、第 1 章 総論、第 2 章 行政改革の推進体系及び推進項目一覧並びに第 3 章 行政改革の推進項目のうち【改革の柱①】最適な行政サービスの創造（質的改革）の第 1 利便性及び快適性の向上の範囲で行った。</p> <p>議題 2：その他 次回会議の開催日程について確認した。</p>
審 議 経 過 (主な意見等を原則として発言順に記載し、同一内容は一つにまとめる。) (発言者) ◎：会 長 ○：委 員 ●：事務局	<p>報告事項：第 2 回行財政運営懇談会の会議結果について</p> <p>【事務局説明】</p> <p>● 第 2 回行財政運営懇談会の会議結果（概要）について、会議資料に基づき報告した。 会議録については、内容を確認していただき、気付いた点等があれば、次回第 4 回会議までに事務局に連絡するようお願いした。 なお、第 1 回の会議録については、委員から修正の意見があったため、修正した内容を配布し、これをもって確定した旨報告した。</p> <p>【質疑・意見等】 特になし。</p> <p>議題 1：所掌事項の調査検討について</p> <p>【事務局説明】</p> <p>● 第五次行政改革大綱の素案について、会議資料等に基づき説明した。</p> <p>1 第五次行政改革大綱の素案に掲げる推進項目 第五次行政改革大綱の素案に掲げる推進項目については、【改革の柱①】が 42 件、うち新規が 14 件、【改革の柱②】が 45 件、うち新規が 15 件、合計で 87 件、うち新規が 29 件となっている。</p> <p>2 第五次行政改革大綱の素案 第 1 章 総論は、前回の会議でいただいた意見を基に第五次行政改革大綱の策定に関する基本方針を一部修正した内容となっている。修正の内容について</p>

は、参考として配布した「第五次行政改革大綱（素案）と第五次行政改革大綱の策定に関する基本方針との比較」に示した。網掛け部分が修正箇所である。

1 頁。基本方針の(1) 策定趣旨の「なお、行政改革大綱推進計画は、…図っていく。」について、素案では(3) 行政改革大綱推進計画として独立した項目にした。

基本方針の(3) 策定期間については、大綱の中に盛り込まないので、素案では削除した。

基本方針の(4) 策定体制については、資料編で整理したいと考えている。

2 頁。基本方針の 4 行政改革大綱の公表等の「行政改革大綱の…また、」について、策定過程は大綱の中に盛り込む必要がないため、素案では削除した。

基本方針の 1 社会経済情勢の変化の本文 5 行目、高齢化率の表示について、平成 23 年 1 月時点の高齢化率が出たので、素案ではこの数値に修正した。

3 頁。基本方針の 3 の表題「公共サービスの多元化」について、素案では「公共サービス提供主体の多様化」に修正し、本文の最下行「多元的な」についても、素案では「多様な」に修正した。

4 頁。基本方針の 2 行政改革の視点の(1)及び(3)の文言について、意見を踏まえて素案のように修正した。

基本方針の 4 行政改革の体系について、素案では第 2 章及び第 3 章に分割して盛り込むこととした。

5 頁。基本方針のア 業務改善の推進の本文 9 行目、「検討しながら民間活力を積極的に導入し」について、「検討しながら」の文言は不要ではないかとの意見に基づき、素案では「民間活力の導入を検討し、これを積極的に推進することで」と修正した。

基本方針のウ 持続可能な財政基盤の構築の本文 4 行目、「適正な執行」について、素案では「見直し」と修正した。

以上が素案 7 頁までの第 1 章 総論の説明である。

素案 8 頁。第 2 章 行政改革の推進体系及び推進項目一覧であるが、行政改革の推進体系として、2 つの柱を掲げ、それぞれ体系を構築した。【改革の柱①】最適な行政サービスの創造（質的改革）については、第 1 から第 4 までの項目に沿ってそれぞれ推進する項目を体系化している。また、【改革の柱②】自立的な行財政基盤の確立（量的改革）についても、第 1 から第 4 までの項目に沿って推進する項目を体系化している。なお、9 頁から 12 頁までは、各推進項目及び推進項目に係る数値目標等を一覧表にまとめたものである。

13 頁以降の第 3 章 行政改革の推進項目は、推進項目ごとに推進内容を詳細に示したものである。【改革の柱①】の第 1 利便性及び快適性の向上としては、1 窓口等サービスの向上、項番 01・窓口利用時間の延長等の実施から、15 頁の 2 行政手続等のオンライン化、項番 10・地理情報システムの導入までの推進内容等を示している。以下同様に、体系に沿って、それぞれの推進項目の主管課や推進内容、数値目標等、年次計画を記載した内容となっている。

39 頁以降は、資料編である。第 1 行政改革大綱の策定経過として、行政改革本部、行政改革本部専門部会及び行財政運営懇談会における策定までの経過をまとめる。

40 頁から 45 頁までは、第 2 参考資料として、1 本市の財政状況、2 本市の職員数の状況をまとめたものである。これらは、第 1 回会議及び第 2 回会議において提示し、説明した内容である。

46 頁は、第 3 用語解説として、特に分かりにくい用語をここで解説する。

【質疑・意見等】

- 項番 02・公金の納付方法の多様化に関して、手数料が一番高いのはどこか。
例えば、コンビニエンスストア収納を利用して税金を納める場合、市民は手数料をどれくらい払うのか。
- コンビニ収納の場合、市民には手数料の負担はない。
- コンビニ収納に係る経費は、市が負担することになる。
- 市はいくら負担するのか。
- 1 件当たり約 55 円である。
- つまり、市にとって一番よい方法は、市役所に来て本人が納付することか。
- あるいは銀行で納めていただく。手数料がかからないという面では、それが最もよい。
- コンビニエンスストアで様々なことができる時代になっており、市民要望もあつたことから、導入することになった。コンビニ収納については、コンビニエンスストアと市との間に収納代行業者が入る。収納代行業者に市が手数料を支払う仕組みになっている。
- そうすると、銀行で納めるのはよい方法なのか。
- 銀行で納めてもらうのが、市にとって最もよい方法である。
- 口座振替ということか。
- 口座振替についても、市は銀行に手数料を支払っているが、小額なので、口座振替も最もよい方法であると言える。
- ◎ 自動的に引き落とされる。わざわざ金融機関に行かなくてもよい。
- 払い忘れもない。
- ◎ そういう点で、やはり振替納税を大きく打ち出した方がよいのではないか。
- 振替納税については、相当にキャンペーンを行っているが、なかなか利用が伸びない。滞納者に対しても口座振替の方法を紹介している。一方で、他市ではコンビニでもカードでも納められるではないかという声もある。
- ◎ それは、所得税はなく市民税だけを納めている市民の話だろうか。所得税に関しては、税務署では振替納税をどんどん推し進めている。
- 所得税はなく市民税のみを納めている市民がどの程度いるのかについては、税の仕組みを詳しく把握していないので分からないが、それほど多くないのではと思う。控除額が違うためにそのようなケースが出てくるのだと思うが。
- ◎ 地方税の方が控除額が低い。
- そうである。
- ◎ そのために、所得税は納めなくてもよいが、市民税は納める必要がある人が出てくる。
- そのとおりである。基礎控除を例に挙げると、所得税が 38 万円、住民税は 33 万円である。この 5 万円や生命保険料控除の差額などがあり、所得税はゼロであっても住民税を納めなければならないケースはある。
- 33 万円はただし書きということなのか。所得税だと 38 万円を控除するが、市民税は 33 万円しか控除しない。5 万円の控除の差がある。
- それは、所得税法と地方税法の違いである。
- ただし書きということが分からない。
- 一つの法律の中で、ただし書きで定められているものではない。所得税法では 38 万円とされ、一方の地方税法では 33 万円とされているためである。

- 税金の話に関連して、項番 65・市税等収納対策の強化であるが、市税収納率の数値目標が 95.0%になっている。以前の資料によると、平成 21 年度の市税収納率は 94.1%、26 市中 22 番目であった。0.9% 上げることによって市税はどのくらい増えるのか。
- おおよそ 1% で 1 億円である。
- すると、おおよそ 9 千万円増える。目標は分かったが、収納率を上げるための工夫とは具体的にどのようなものか。
- 市では、収納率向上のために対策本部を設置している。まず、平成 23 年度の収納率対策はこのようにするという方針案を収納部門で作り上げる。これに基づき、対策本部で方針が承認、決定され、今年はこれでやっていこうという流れとなっている。その中で、収納の方法を広げる方策の一つが、公金の納付方法の多様化である。そのほかに、管理職が滞納者に催告の電話をする取組、宣伝のティッシュを配るなど口座振替の促進に関する取組、毎週木曜日に夜 7 時まで窓口を延長することによる特別な時間における収納の取組など、収納率を上げる取組に力を入れている。
- ◎ 項番 65 にそれらの取組を表現する方法も考えられる。
- 税金の話題が出たので聞きたい。企業の法人税と消費税の話である。本市の企業のうち、法人税の免除を受けている企業の割合はどれくらいなのか。消費税に関しても、一定の売上げがない場合は益税になっている企業がある。そのことを考えると、今後企業を誘致する場合、法人税や消費税が市に入らない企業は、市にとっては効率が悪い。その辺りの事情を踏まえた上での市の現状はどのようなのか。
- 法人税そのものは国税である。
- 市には入らないのか。
- 直接は入らない。
- ◎ それは地方交付税として市に入ってくる。
- 市に直接入る税としては、法人市民税がある。税額の算定方法は、法人税が基となっている。
- 今、法人税を 5% 下げの話が出ているが、実質的には正規に法人税を納めている企業は、全企業の 3 割にも満たないと聞いた。結局、何らかの優遇措置を受けていたり、赤字の企業は法人税を納めなくてよい場合がある。同様に、消費税に関しても、売上げが一定額以下の小規模店舗については徴収する手間の方がかかるために、納めなくてもよいことになっており、益税になっている。私たちは大きいスーパーでも小売店でも同じように消費税を払っているが、一定の売上げしかない店舗は消費税を納めなくてもよい。消費税は、市にも入るはずだが。
- ◎ もともと消費税そのものは国税分が 4%、地方消費税分がその国税の 25% である。ただし実際には、課税標準が同じであり、別々に申告させるのは効率が悪いので、税務署が地方消費税分も含めて一括で徴収している。総務省の統計的な数値、つまり市町村の消費量など統計的な数値を基に、それを市町村に分配する。
- たばこ税はどうか。
- 市内で買われたたばこの税金の一部は市に入る。
- ◎ 市町村たばこ税として市に直接入る。消費税とは異なる。
- 5% のうち 1% が地方消費税交付金ということで総務省から市に入ってくる。

- 消費税という形ではなく、あくまで交付金という形か。
- ◎ 市が直接 1%分を徴収しているわけではない。総務省が計算し、本市にはこの額を交付するという形である。
- 理解した。
- 真如苑は、本市では土地をどのくらい持っているのか。
- おおよそ 50 から 60 ヘクタールであったと思う。
- 固定資産税は入ってくるのか。
- 現況は宗教施設がないため、土地分だけであるが、納められている。
- 土地が取得されただけの状態であるということか。
- 現在は、土地の所有者がたまたま宗教法人であるというだけである。ただし、今後の用途によって課税になるか非課税になるかが変わってくる。
- 墓地の件はどうなったか。
- 看板が立っているはずで、まだ手続きが継続中である。
- 反対の看板などがまだ立っている。
- 墓地を造営したいと考えている側で、法律に基づいて手続きを進めているという状況である。
- ◎ 素案の審議に入る。指摘事項等があれば、意見をお願いする。
- ◎ 1 頁。1 行政改革大綱及び同推進計画の(2) 行政改革大綱の推進期間のただし書きの部分について、「推進期間内においても、…」と記載されているが、これは推進期間内の話で、期間を短くする場合を想定した表現である。そうではないという気がする。内容の見直しの説明であれば、むしろ(3) 行政改革大綱推進計画で触れるべきではないか。(3)では「推進状況に基づき毎年度見直しを図っていく」としているので、それとの関係がおかしくならないか。これは、期間の見直しではないということによいか。
- これは、内容の見直しである。
- ◎ そうすると、(2) 行政改革大綱の推進期間の説明に、このただし書きを置くのはおかしい。推進期間は、あくまで 23 年度から 27 年度までの 5 年間であるはず。
- 推進計画は、この大綱に掲げる様々な推進項目がどのような状況かを把握しながら毎年度作成するもの。例えば、24 度検討と位置付けられている項目が 23 年度に検討が終わって 24 年度には実施に移せる状況になった場合には、24 年度実施に見直す。毎年度、その年にどこまで何を進めるのかを示すために作るのが推進計画である。大綱は 5 年間に行う推進内容の大枠を決めるものであり、推進計画はそれぞれの年度においてその時点での年度計画を決めるものである。
- ◎ 大綱では、5 年間の目標を示さなくてはならないものであると思う。期間を短くする可能性はないのでは。このただし書きによって、(2)と(3)の関係がおかしくなってしまう。年度ごとに推進計画の中で見直しを図ること自体は問題ない。単純に、このただし書きを削除してしまってもよいのでは。この表現を生かすのであれば、「本市の行財政を取り巻く環境に著しい変化が生じた場合には」の部分(3)の「その推進状況に基づき」の前に入れる方法もある。
また、(3)の本文 2 行目に「策定するものとし」とあるが、「ものとする」の位置がおかしいと思う。「…を策定し、その推進状況に基づき毎年度見直しを図っていくものとする」といった表記に改めた方がよい。
- 2 行政改革の推進体制の(1) 行政改革本部の本文 2 行目、「策定」は不要で

ある。これは策定が終わった後の説明であると思う。「行政改革大綱の推進に当たり」とすればよい。また、(2) 行政改革推進委員会の説明では、主語が「行政改革推進委員会は」であるのに対して、(1)は主語がないので、「行政改革本部は」で始まる文に整理し直した方がよい。具体的には、前半部分は「行政改革本部は、本市では、従来から…行政改革を推進していることから、…」といった表現の方がよい。

● 了解した。

◎ 3 目標の数値化・具体化の本文 1 行目に、「目標年度及び達成水準等の目標の数値化が」とあるが、目標年度が数値化にかかってしまっているのが、文章としておかしい。「目標年度」の後に「の設定」を入れた方がよい。

● 「の目標」も取り、「目標年度の設定及び達成水準等の数値化が」のように整理したい。

◎ 2 行政改革の推進体制の冒頭について、1 行目で「行政改革を推進するに当たっては」と言い、文末で「行政改革を推進する」と言っている。重複しているので、整理し直した方がよい。例えば、文末は、「行政改革を推進する」を削除し、「次のような推進体制による」とすればよい。

● 1 の(2)のただし書きについては、平成 23 年度から平成 27 年度までが推進期間であるが、例えば、平成 25 年度の時点で見直しを行って大綱自体を終了し、また新たにその時点から 5 年間で推進期間とする大綱を策定する考え方もある。その辺りの事情を再度確認し、整理し直したいと考える。

◎ 推進期間を短くする見直しも考えられるのであれば、それを明記した方がよい。現状の表記では、内容の見直しなのか、期間の見直しなのかが分からない。例えば、ただし書きが期間のことを指しているのであれば、「適切に推進期間の見直しを行うものとする」とすればよい。大綱に方針として示す部分があるので、読み手が迷う表現は改めた方がよい。

● 了解した。

○ 3 頁。1 社会経済情勢の変化について、高齢化率が市全体では 20.6%とのことだが、村山団地に限って言うと 45%くらいか。

● 平成 23 年 1 月現在で 44.6%である。

○ 高齢化を抑えるために、村山団地への入居者を若い人たちに切り替えるような努力ができないものか。そうでもしないと、ますます高齢化が進む。

● 村山団地の住宅供給の仕組みは、型別供給といって、一人暮らしに対しては 1DK の部屋を供給している。従来は広いスペースの部屋でも一人暮らしで入居できたが、建て替えた新しい団地においては、一人暮らしであれば 1DK が供給されることになっている。建替えは現在の入居者を基準に進められているので、一人暮らしが多い場合、それに見合う数の 1DK を整備しなければならない状況にある。なお、一人暮らしといっても、若い人ではなく高齢者が対象となっている。したがって、一人暮らしの高齢者が転居又は死亡した場合、入居の要件として高齢者が対象になることがほとんどなので、また同じ部屋に一人暮らしの高齢者が入居することになる。現行の制度では仕方ない面がある。

○ いつか東京都とともに考え方を見直していかなければ、深刻な状況になる。一人暮らしの高齢者は年金で生活していることがほとんどなので、その人たちの市税収入は期待できない。一方で、扶助費は増える見込みであり、市の財政を圧迫する要因になる。東京都が行っている事業なので、難しい面があるのは分かるが、なんとかできないものかと思う。

- 市として東京都に対し、家族向けの住宅を整備してほしいとの要請は行っている。ただし、現実としては、一人暮らしの高齢者が住んでいるので、その人たちが住み続けるためには 1DKを確保しなければならない状況である。それでも、本市は他市に比べて家族で入居している世帯が多いとの話を東京都から受けている。都営団地における高齢化は、本市だけでなくどの自治体でも課題となっている。
- 市が東京都に要請するための窓口があるか。
- ある。
- ◎ 本市だけで東京都に要請してもなかなかうまくいかない。市長会など団体で要請活動をしないと難しいだろう。
- 村山団地の建替えが全て済んだ後、一定のスペースが空く。その跡地利用についてはまだ決まっておらず、今後東京都において検討される。東村山市の例では、空いたスペースに定期借地権を設定した土地利用がされている。本市でも同様に進められれば、大きく状況が変わってくるはずである。
- 民間の資金を利用した開発は有効であると思う。
- ◎ 3 頁の説明の冒頭部分について、地方自治法第 2 条の引用が正確でない。条文に忠実に表記するとすれば、1 行目の「住民の福祉の増進に努めるとともに」はその後の文全部にかかるべきではない。条文に従えば、「最少の経費で最大の効果を上げるようにしなければならない」にのみかかるのであって、「常にその組織及び運営の合理化に努める」にはかからない。「常に…」の部分は項が異なる。ここで修正するとすれば、「住民の福祉の…」から「…しなければならない」までを 1 つの括りにした方がよい。地方自治法の条文を最初に掲げて説明するのであれば、正確な表現としなければならない。
- 修正する。
- ◎ 3 頁。1 社会経済情勢の変化の本文 7 行目で「必要である」としているが、今ないものを新たに作るというイメージがある。ここでは「重要である」とした方がよいのでは。また、その 2 行下に「海外経済」とあるが、「世界経済」の方が一般的な表現である。
- 4 頁。3 公共サービス提供主体の多様化の本文 6 行目に「民間開放」とあるが、「民間への開放」とした方がよい。
- 5 厳しい財政状況への対応の本文 9 行目に「要因になると予想され」とあるが、その次に出てくる「与えることとなるため」と同様に、「こと」を加え、「要因になることが予想され」と改めた方がよい。
- 了解した。
- ◎ 7 頁。(4) 経営資源の有効活用の本文 2 行目、「行政内部や行政と市民との情報共有」の部分は読みにくい。これは、「行政内部の情報共有」と「行政と市民との情報共有」の 2 つのことを言っているのか。
- そうである。
- ◎ 「や」や「と」で結ぶと読みにくい。
- (5) 安定性及び持続可能性の確保の本文 2 行目の「長期的な視点に立ち」は、文章の収まりとして、1 行目の「…実現に資するため、」の後に置いた方がよい。
- 「長期的な視点に立ち」については、事務局でも指摘の点を検討した。「長期的な視点に立ち」は文末の「行財政運営を推進する」にかかるものであり、前に持ってくると間が開き過ぎると思われたので、このように表記した。

- ◎ 「健全な財政運営の維持、次代を担う職員の育成など」は、その後の「安定性及び持続可能性を確保した行財政運営」の例示である。「長期的な視点に立ち」はその行財政運営を推進することに対して修飾する文言なので、前に持ってきた方が文章の流れとして自然である。「長期的な視点に立ち」が、例示とその後の文を分断しているとも言える。
- 了解した。
 - ◎ 8頁。第1行政改革の推進体系について意見があるか。
 - なし。
 - ◎ 第2行政改革の推進項目一覧に移る。意見があるか。
 - 項番03・職員研修の充実に関して、郵便局では民営化に伴い接客がよくなった。接客の効果は数字には表せないものであるが、市においても力を入れて取り組んでほしいと思う。一般的な話として、行政の悪い点として市民がたらい回しにされることが挙げられる。周辺の市の中で本市が最も感じがよいという評判が得られるくらいに、市民サービスをよくすることは大事なことと思う。
 - ◎ 今の話の関連で、9頁の第1利便性及び快適性の向上の窓口等サービスの向上の項目に、窓口一元化を検討する項目を設けることも考えられないか。
 - 職員研修の充実の数値目標等が嘱託員研修の充実となっているが、最も大切なのは正規職員だと思われる。
 - 最近正規職員の数が減り、嘱託員の数が増えており、嘱託員も窓口に出て職務に当たっている。そのため、嘱託員の研修にも力を入れようという意図である。なお、これまでも正規職員の研修に取り組んでいることから、このように表現したものである。
 - ◎ 正規職員についても載せた方がよいのではないか。
 - 具体的な中身の説明に入ったところで話す予定であったが、これまで嘱託員のみを対象とした研修は行ってこなかったもので、新規に取り組む項目としてここで掲げたものである。正規職員については、当然既に取り組んでいるものである。
 - ◎ 具体的な中身の審議に入った際に再度確認することとする。
 - なお、各項目の中身については、第3章の方が分かりやすいので、そこで意見をいただいた方がよいと思われる。
 - ◎ 項番05・市民満足度の把握・活用について、推進項目名としては「市民満足度の向上」の方がよいのでは。把握は手段の話である。手段としては、把握と表現してもよいが、推進項目名は前向きな表現が望ましい。そのように感じた推進項目がいくつかある。
- 例えば、項番14・出前講座の見直しとあるが、「出前講座の充実」といった表現にならないか。また、項番24・自治基本条例の再検討については、現在、自治基本条例はないのだから、推進項目名は「自治基本条例の制定」なのではないか。
- 自治基本条例については、市として一度議会に上程し、廃案にした経緯があり、再検討と表現した。
 - ◎ 再検討の表現は説明があればよいのではないか。推進項目名としては制定とするのが自然である。
- また、項番47・文書審査の見直しについては、例えば、推進項目名は「文書審査の簡略化」など改善に向けて前向きな表現にし、数値目標等は「審査体制の見直し」などといった形がよい。

推進項目名に見直しと書くのはどうかと思う。見直しは目標に対する手段の話である。例えば、項番 68・事務手数料の見直し、項番 69・公の施設使用料の見直しについても、推進項目名と数値目標等が逆の方がよいように思う。推進項目名は、前向きな表現であるべき。

- 推進項目名としては、見直しの内容が分かるような表現に改めた方がよいということか。
- ◎ 推進項目名と数値目標等が同じでは芸がない。何のために項目を分けているのか分からない。例えば、項番 81 は「給与制度の見直し」ではなく、「給与制度の改革」といった表現でもよいのでは。改革では行き過ぎた表現であるとの指摘も分かる。ただし、市の意欲を示す表現が望まれる。

13 頁の第 3 章 行政改革の推進項目については、事務局から各推進項目を説明した後、個別に意見をいただくこととした。

(項番 01・窓口利用時間の延長等の実施～項番 05・市民満足度の把握・活用)

- 項番 01・窓口利用時間の延長等の実施について、費用対効果は分かっているのか。
- 具体的に算出したものはないが、税金に関して言えば、平成 21 年度について、主管課データによると 747 人の来庁があり、約 3,690 万円を納めてもらったという実績がある。その 3,690 万円に対して人件費がどれくらいかかっているのかという判断ができるのかもしれないが、詳細なものは示せない。効果があるということは理解いただきたい。
- その時間に職員が余っているのか、足りないのかという判断はできるか。その時間帯に時間外勤務手当が出ているのではないか。
- 木曜日の窓口利用時間の延長に関しては、交代制により当該職員は時差勤務で対応している。
- 最低限の職員で対応しているということか。このために人件費が余計にかかっているのか。
- 基本的にはかかっていない。人件費以外では、照明の電気代などが経費としてかかっている。
- 項番 03・手続の簡素化について、例えば、他人に成り済まして証明書を取るケースのような不正行為はどれだけあったか。
- 他人に成り済まして他市に転出し、その保険証で金を借りるといった話があるが、本市ではないはずである。
- 業務中にそれらの不正で警察官が来たということはないか。
- 報告は受けていない。
- 子ども手当に関して、養子縁組を悪用した事件などは本市ではないか。
- ない。本人確認を厳格にしなければならないものは引き続きそのように努めるので、市民の側から見れば不便を感じる部分もあると思う。ただし、申請の際に記入項目が多くて市民が面倒を感じるものや、押印がなくても支障がないと思われるものなどはなるべく簡素化しようということである。押印については、数年前に全庁的に多くの手続について廃止したところだが、再度見直しを図っていきたいと考えている。
- 不正につながらない限り、市民の手間を省こうという意図か。
- そうである。
- 項番 05・市民満足度の把握・活用について、窓口アンケートを行うというこ

とだが、課ごとにアンケート用紙を置くのか、各階のフロアごとにアンケート用紙を置くのか。どのような方法を想定しているのか。市民からの意見箱を置くようなものだと思うが。

- 具体的な制度の検討は来年度行う予定だが、市民の来庁が多い1階や2階のフロアで実施することを考えている。また、インターネットを通じて実施する方法も考えられる。
- このことは重要であると思う。市民サービスを提供する職員は、皆目一杯に仕事を行っていると思うが、来庁した市民の立場からすると、十分にやってもらっていないと思うことが往々にしてある。そのギャップが不満となる。それを把握するためにアンケートは有効であると思う。
- ◎ 項番05の推進内容の説明の1行目に「市民の視点から」とあるが、「市民の視点に立った」とするのがよいと思う。
- 了解した。
- ◎ 項番02・公金の納付方法の多様化について、ここに振替納税の話を書ける必要はないか。新たな取組を掲げるのはよいが、口座振替について取り組んだ上で、新しいものにも取り組むという形にした方がよい。
- 固定資産税の納税通知には口座振替の用紙が付いている。
- なるべく口座振替をしていただきたいので、用紙を同封し、お願いするものである。
- 口座振替が進まないのは、本市に都市銀行が少ないのも理由ではないか。一般的に、給与の振込は都市銀行を指定していることが多いはず。住まいの近隣を見ると、信用金庫はあっても都市銀行がなく、立川市まで行かないとない。大南や学園には、りそな銀行はない。ATMはあるが、振込みをするのに窓口に出した方が楽なので、窓口のある銀行に行くことになる。
- ◎ 口座振替は、預金口座さえあればよい。
- 口座振替のために信用金庫に口座をわざわざ作ろうとは思わない。
- 手続をするために銀行に行かなければならないが、それが市内にないために面倒になってしまうということか。
- 納めるものが複数あるので、それらをまとめて郵便局で支払っている。ただし、昼間自宅にいるからできることなので、そうでない環境の人は難しいと思う。
- 本市に都市銀行が少ないのは、駅がないことが大きく影響していると思われる。
- 銀行の窓口を置くショッピングセンターがあり、そこでは土日でも銀行の窓口業務を行っている。本市のイオンモールでも同様のことができれば、土日に手続もできる。市が銀行とイオンモールとの間を仲介し、そのようなことができれば便利だと思う。
- イオンモールにはいくつかATMがある。
- 窓口ではないので、口座振替の手続ができない。
- ◎ 税務署では、納税者の口座振替書類を預かり、一括して銀行等で手続している。
- そういうことをしてもらえれば、市民としては随分楽である。
- 口座振替依頼書が納税通知書に添付されているとよい。
- 税金の場合、口座振替依頼書が同封されているはずである。
- ぱっと見ただけでは見落とししている可能性がある。通知書を見る人も書類を

細かく見る人は少ないと思う。

- ◎ 通知書を開封した時に分かりやすく目に留まりやすい工夫が必要ではないか。税務署では、口座振替にしてもらうために様々な努力をしている。市でも税金関係の部署が努力しなければならない。これから確定申告もあるので、機会を捉えてお願いする努力が必要である。待っているだけでは、なかなか口座振替に移行してくれない。
- 税金の納期が同じなのに、様々な通知が別々に届くのは何とかならないのかと思う。固定資産税、バイク、自動車など、いくつもの納税通知がばらばらに届く。これらを封筒にまとめて送付できないのか。
- ◎ 口座振替については、1枚の用紙でまとめて申請してもらい、複数の税を全てまとめて口座振替にできる。
- 税金の口座振替については、1枚の用紙で複数の税目について申請できる。納税通知書の取りまとめについては、固定資産税を払う人、市民税を払う人、軽自動車税を払う人がそれぞればらばらであるので、それらをまとめる手間がかなりかかってしまう。間違いが起こる可能性も考えると、現行の方法が効率的で安全である。確かに通知書を受け取る側からすると、ばらばらに届くのは煩わしいと感じるのは理解できる。
- 通知書がばらばらなのに加えて、納期が同じなのに届く時期もばらばらなのが煩わしいところ。市民とすれば、振込窓口にも何度も足を運びたくないのも、まとめて届けば分かりやすい。
- ◎ 振替納税については、一括で処理できるので、これを促進する取組は必要である。よって、口座振替を項番 02 の中に取り込んだらどうか。
- 検討する。
- クレジットカードは若い人がよく利用するので、納税に使えるとよい。クレジットカードでの支払いはポイントが付くので利用が増えてきた。
- この項番 02 でも検討項目として掲げているが、現在、本市では実施できていない。
- 項番 05 は、継続か新規か。
- 現行の大綱からの継続の推進項目である。
- 継続ということは、今まで何か取り組んだのか。
- これまでは市民課の窓口で不定期にアンケートを取ってきたが、全庁を挙げて取り組んだことはない状況である。
- 推進内容はよいことが書かれているが、問題は実施できるのかどうかということだと思う。第三次、第四次の行政改革から続いているものが結構あると感じた。相当気合いを入れて取り組まないと進まないものだと思う。

(項番 06・電子申請サービスの拡充～項番 10・地理情報システムの導入)

- 項番 10・地理情報システムの導入について、市内の高低の情報は入るのか。以前大雨が降った時に自宅の敷地に流れてきたことがあった。高低の情報が分かればと思った。また、本市には砂利を取った砂利穴がいくつかあると思う。その情報を載せてもらえればありがたい。
- 項番 10 については、道路や道路下の埋設管、消防施設などの位置情報について、現状紙上で管理しているが、これを電子情報として地図に落とし管理していこうとするものである。土地の高低の情報まで載せられるかどうかは今のところ不明である。砂利穴については、土地の履歴をどこまで正確に把握でき

るかという問題もある。

- 砂利穴については、市として把握していないわけではないと思うが、数十センチメートル単位までの正確な位置までは分からないと思う。
- ◎ 地理情報システムに情報として何を入れるかは内容の問題である。情報として何を入れるべきで、何が入られるかの話はこれからの検討次第である。この推進項目は、各課にまたがる情報を一元的に管理して、必要な時にどこの課でも情報を入手できるようにするという事か。
- そうである。
- 平成 23 年度に実施とされているのは、実施することが目標なのか、それとも実施する予定なのか。
- いずれの場合もある。
- 段階的に取り組むものも、実施としているのでは。
- そうである。
- 着手する場合でも実施とするのか。
- そのような場合もある。
- ◎ 当該年度に完全に実施できるものもあり、また、可能なものから開始して完全に実施できるのが平成 27 年度という場合もあるのだと思う。その辺りの書き方も課題がある。年次計画で単に⇒と表記するのではなく、表記の仕方には工夫が必要である。実施と表記された推進項目全てについて、完全に実施されると捉える人もいる。
- 実施とする推進項目の一つひとつに、その内容を個別に記載するのは難しいので、全体を通して、実施とはこのような意味であるとの説明を加えたい。
- ◎ 言葉の使い分けをしっかりとっておかないと誤解を生む可能性がある。冒頭の方で、断りを入れておいた方がよいかもかもしれない。
- 項番 06・電子申請サービスの拡充について、具体的にどのようなものか。例えば、税務署でイータックスなどのシステムがあるが、それとは異なるのか。
- このシステムについては、東京都内の各自治体が協力し広域で協議会を作ってシステムを構築し、申請や届出の手続をインターネット上で可能とするものである。現在、9 項目の手続が電子申請により可能になっている。
- 手続をするためにカードが交付されるのか。
- カードなどは必要ない。
- ◎ これまで市役所の窓口で行っていた手続について、自宅のパソコンからインターネットを利用してできるものである。
- 利用に必要な書類は、市役所に置かれているのか。
- これは、インターネット上で直接手続ができるので、市役所の窓口に申し込む必要はない。市ホームページのトップページに電子申請の手続が始められるボタンがある。
- ◎ 市のホームページ上でもなるべく分かりやすくする工夫が必要である。目立たず分かりにくいと誰も使わない。

議題 2：その他

【質疑・意見等】

- 次回会議の開催日程は、平成 23 年 2 月 3 日（木）午前 10 時からであるのでよろしくお願いします。

会議の公開 ・非公開の別	<input checked="" type="checkbox"/> 公開 <input type="checkbox"/> 一部公開 <input type="checkbox"/> 非公開 ※一部公開又は非公開とした理由 ・ []	傍聴者： 0 人
-----------------	---	----------

会議録の開 示・非開示の 別	<input checked="" type="checkbox"/> 開示 <input type="checkbox"/> 一部開示（根拠法令等：)) <input type="checkbox"/> 非開示（根拠法令等：))
----------------------	---

庶務担当課	企画財務部 企画政策課（内線：375）
-------	---------------------